

「自衛消防訓練」が実施できず、お困りではありませんか？ コロナ禍でもできる訓練方法を紹介します。

火災や災害の発生に備え、定期的に自衛消防訓練を行っていただくことが大切ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの自治会等が、実施を見合わせている状況にあるのではないのでしょうか。

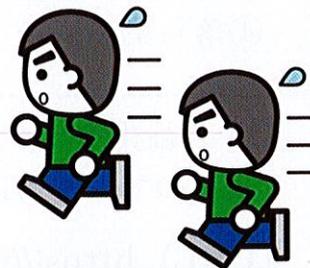
このような中でも、各世帯や一人ひとりが防火・防災の意識を高める取組を行うことで、自衛消防訓練とすることができます。今回は、お住まいのみなさんが集まらなくても取り組める、訓練方法についてご紹介します。

(以下の①～③いずれか一つの実施で構いません)

①日常生活の中で実施する訓練 (訓練種別は避難訓練です)

お住まいのみなさんが、買物にお出かけの時やご帰宅の時など、外出される際の時間を活用し、避難経路や避難場所、非常ベルや消火器などの設置場所を確認してもらう方法です。

日常生活の中で確認しておくことで、災害時に落ち着いて行動ができるようにしましょう。



②東京消防庁ホームページの動画を活用した訓練 (訓練種別は消火訓練・通報訓練です)

東京消防庁ホームページでは、「消火器の使い方」「119番通報要領」などの防災訓練に関する動画が配信されています。

気軽に視聴できますので、自衛消防の学習にご活用ください。

※ 消防署では、「自衛消防訓練」パンフレットを配布しています。

※ 東京消防庁ホームページ

(URL) <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>

「電子学習室」又は「リモート防災学習」のページをご覧ください。



③広報紙「すまいのひろば」火災予防記事を活用した訓練 (訓練種別は記事内容にて判断)

毎月発行している「すまいのひろば」では、年に数回、自衛消防訓練や火災予防などの記事を掲載しています。お読みいただき、防火・防災の知識を深めてください。

訓練の実施にあたって

訓練を実施する場合には、以下の対応をお願いします。

① お住まいのみなさんへ、回覧板や掲示板を活用し、訓練の実施期間や内容などを事前に周知してください。

② 事前に消防署へ訓練実施の連絡をするとともに、公社の防火管理担当にも連絡をお願いします。(公社のお問い合わせ先は裏面に記載しています)

※ 公社ホームページに「自衛消防訓練の手引」を掲載していますので、参考にしてください。

(URL) <https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/jichikai.html>



【令和4年4月開始分】 共益費徴収事業の申込みを受け付けています。

申込みを検討している自治会等に、募集案内をお送りしますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

＜申込期限について＞

申込期間は令和3年6月末までとなります。申込みにあたっては、自治会の規約に基づく決議等が必要ですので、お早めにご検討ください。

＜共益費徴収事業とは＞

現在、自治会等で実施している住宅共用部分の管理について、以下の①から④のうち、自治会から希望のあった項目を東京都が実施し、その費用を毎月の住宅使用料とともに徴収します。

- ① 共用部分の電気・水道料金の支払
- ② 共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- ③ 草刈り、中低木の刈込・剪定
- ④ 落ち葉の清掃（落葉時期のみ）



※ 共益費徴収事業に関するご案内は、公社ホームページにも掲載していますので、参考にしてください。

(URL) <https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/kyoekihi.html>



緊急時の安否確認について

住宅内で、最近姿を見ない、連絡が取れない、新聞や郵便物が溜まっている等、安否の確認が必要と思われる場合は、J K K 東京 お客さまセンターへご連絡ください。

状況等を調査のうえ、必要と判断した場合は、警察立会いのもとで居室内へ立ち入る等の対応を行います。（立入りの際の修繕費用は、公社が負担します。）

- ・ 居住者の安否に関わる緊急のご連絡（24時間365日受付）

ナビダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 0 3 - 0 0 7 2

携帯電話の無料通話分や割引サービスが利用可能な方

☎ 0 3 - 6 2 7 9 - 2 6 5 3

お問い合わせは、J K K 東京お客さまセンターへ 受付時間 9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

- ・ 本紙に関するお問い合わせ 都営管理課 都営管理係
- ・ 自衛消防訓練に関する相談・連絡 都営管理課 都営管理係（防火管理担当）
- ・ 共益費徴収事業に関するお問い合わせ 都営管理課 共益費事業推進係

ナビダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 0 3 - 0 0 7 1

携帯電話の無料通話分や割引サービスが利用可能な方

☎ 0 3 - 6 2 7 9 - 2 6 5 2

令和3年5月

自治会等代表者の皆さまへ

東京都住宅供給公社

「すまいのきずな～自治会通信～」 送付のお知らせ

日頃より都営住宅等の維持管理にご協力をいただき、ありがとうございます。
自治会の皆さまに向けて「すまいのきずな～自治会通信～」令和3年春号を送付させていただきました。

今後の自治会活動のご参考としていただくとともに、掲示板への掲示や回覧などにより、お住まいの皆さまにもお知らせくださるようお願いいたします。

なお、皆さまの自治会で取り組まれている活動や取り上げてほしいテーマなどがあれば、下記お問い合わせ先までご意見をお寄せください。

※ 本紙は、公社に登録のある自治会等の代表の方に発送しています。代表の方に
変更等がありましたら、新しい代表の方にお渡しください。

【問い合わせ先】

東京都住宅供給公社 都営管理課 都営管理係
(J K K 東京お客さまセンター)

ナビダイヤル 電話0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスご利用の方
電話03-6279-2652